

令和元年度 第11回西区自治協議会会議録

日時：令和2年2月28日（金） 15:00～

会場：西区役所健康センター棟3階 大会議室

（司 会）

はじめに、このたびの新型コロナウイルス感染症に関する市の対応方針について、区長より説明させていただきます。ご覧いただく資料につきましては、今ほどお配りしました資料の中にございます、「新型コロナウイルスを防ぐには」という両面カラー刷りの資料、続いて「高齢者等が利用する施設に関する対応について」、最後に「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について（お知らせ）」の資料になります。本日、机上に配付させていただいた資料となりまして、クリップの束の中とは別で一番下のほうにつけさせていただきます。お手元に資料等がない委員等いらっしゃいましたらお声がけくださいませ。笠原区長から説明をさせていただきます。

（区 長）

私から冒頭、現在、世界的に感染が拡大しております新型コロナウイルス感染症への対策につきまして、ご報告させていただきます。

本市では、これまで咳エチケットですとか手洗いの励行など、日常生活での注意を現在お願いしてきております。一方で、国内の複数の地域で感染源が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター、集団でございますが、確認されております状況を踏まえまして、国では、25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を閣議決定いたしますとともに、昨日には内閣総理大臣の小学校、中学校、高等学校などにかかる臨時休業の要請がございました。現在、新潟県内では患者の発生はありませんが、本市といたしましては、国の方針を受けまして、改めて現在の状況を確認し、適切な対応を進めてまいります。本日は、高齢者、児童などが利用する施設ですとか学校に関する今後の対応につきまして、このあと所管課のほうからご説明申し上げます。

なお、今後でございしますが、新潟市内におきまして、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合には、市の主催・共催など、不特定多数の参加があるイベントなどすべてにつきまして、原則発生から2週間中止または延期をする予定でございしますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

まずは、区民の皆様方にはこれまでと同様に咳エチケット、手洗いの励行、そして体調の悪い方はイベントなどへの参加をご遠慮いただくなど、感染症の拡大防止のご協力を引き続きお願い申し上げます。

このあと所管課のほうから詳細につきまして、ご説明差し上げますので、お聞き取りください。どうぞよろしく願いいたします。

(渡部健康福祉課長)

健康福祉課の渡部でございます。ただいま冒頭、区長があいさつの中で申し上げました、コロナウイルスが蔓延しておりますが、それを防ぐにはということで皆様のところ資料をおつけさせていただきましても、この内容につきまして、私ども健康福祉課で保健師、感染症対策を専門にしております、齊藤保健師のほうから説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(齊藤健康福祉課長補佐)

皆様、こんにちは。西区役所健康福祉課で課長補佐をしております齊藤です。お手元の「新型コロナウイルスを防ぐには」のチラシをご覧ください。皆様、報道等でご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症が全国各地で蔓延をしております。連日の報道により住民の皆様が不安がかなり煽られている部分もあるかと思っておりますので、この時間を少しお借りしまして、健康福祉課より新型コロナウイルス感染症の注意事項についてご説明をさせていただきまして、地域の皆様へのロコミ等での周知のご協力をお願いしたいと思います。

資料をご覧ください。新型コロナウイルス感染症ですが、こちらはウイルス性の風邪の一種になります。発熱やのどの痛み、咳が長引くことが多く、強いだるさを訴える方が多いのが特徴と言われております。この感染症は、飛沫感染と接触感染によりうつると言われております。飛沫感染は、感染者のくしゃみや咳などと一緒にウイルスが放出されまして、ほかの方がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染をすることになります。したがって、咳症状があるときにはマスクの着用や咳エチケットが重要となります。咳症状があってもマスクをしていないとき、マスクを持っていないときは、手のひらで咳をこう受けるのではなく、ご自身のタオルやティッシュ等で口と鼻を覆っていただきたいと思っております。それでも間に合わないときには袖口などで鼻や口などを覆っていただきますようお願いいたします。なぜ手のひらにつくと悪いかという、手のひらについたウイルスは、あちこちどうしても触ります。そうするとそのウイルスを次の方が見えないから知らないで触って、また鼻や手や目、口をいじることによって感染するので、手のひらでは咳を受けないようにということが言われております。

続きまして、接触感染なのですけれども、手についたウイルスが鼻や口、目から入ることで感染いたします。そこでこまめな手洗いというものが重要になってきます。手洗いの仕方も大変重要です。手のひらだけをチャチャチャと洗うのではなくて、手のひら、手の甲、指の間、爪先、親指、手首です。こちらをしっかりとせっけんを泡立てて洗っていただいて流水でよく流していただきたいと思っております。西区では、行政庁舎のトイレにポスターを貼っておりますので、ぜひトイレに行ったときには見ながら洗っていただければと思っております。

また、手洗い後の拭き取りも大事です。手がバチャバチャのままタオルを使うと、タオルがすぐバチャバチャになりますので、手の水気を10回くらい払っていただき、しっかりと水気を切ったあとに自分専用のタオルで拭いてください。家族の方や周りの方と共有することによって、またそれで感染することもありますし、バチャバチャのタオルを使うということは、そのバチャバチャのタオルの中でウイルスや細菌が増えていったりすることがありますので、タオルはできるだけ乾燥しているものを使っていただきたいと思います。ペーパータオルがあれば、なおよいと思います。

また、手洗いができないときに使用するアルコールスプレーなのですが、手が濡れている状態でアルコールをつけても何の意味もありませんので、しっかり乾燥した乾いた手にアルコールを使っていただきたいと思います。それから今、なかなか手に入らないマスクなのですが、マスクは感染症予防というよりも自分が咳が出るときに人にうつさないために使用することで意味があるものになります。花粉症の場合は違って、やはり花粉を予防するために必要ですが、この感染症の場合には、他人にうつさないために使用するということで意味があるものです。マスクを使う場合は、鼻と口をしっかりと覆っていただき、隙間がないようにしていただきたいと思います。マスクをつけたら、マスクはザワザワして気になるので、よく触ってしまいます。でも触ると結局何のためにしているかというと、咳が出る場合はもちろん自分のためなのですが、咳が出ないときに予防のためだと思ってしていたとしても、そうするとマスクの外側が汚れていることになります。汚れたマスクを触って、またちょっとおろして鼻をこすれば、まったく意味がないことになりますので、マスクはできるだけつけたら触らないように。1日1回は最低でも取り替えていただきたいと思います。外すときは耳のゴムのところを持って捨てるように。表面を触ればまた汚れますから、耳のところを持って外していただき、そのままゴミ箱に捨ててください。自分が感染しているときには、汚れたマスクはビニール袋に入れて口を縛って捨てれば一番いいと思いますので、よろしく願います。外したあとは手洗いを十分にしてくださいと思います。

感染が疑われる場合です。皆さん気になるころだと思いますが、発熱等の風邪症状がある場合は、会社等を休んでください。風邪症状がある場合は、朝、晩、体温を計っていただきたいと思います。風邪症状があっても、ほとんどがいわゆる風邪かインフルエンザのことが今の時期は多いかと思います。まずは医療機関を受診していただきたいと思います。

裏面をご覧ください。医療機関を受診して治療をしても風邪症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている、また強いだるさや息苦しさがある、そういったものが続く場合は帰国者・接触者センターに相談してください。帰国者・接触者センターというのは、下にありますように、電話番号025-212-8194になりますので、そちらのほうにご相談いただきたいと思います。ただし、高齢者や基礎疾患がある方は、先ほど4日と言いましたけれども、その状態が2日程度続いた段階でご相談いただいたほうがよろしいかと思います。相談をするとどうなるかということ、そこで聞き取りをしまして、新型コロナウイルス感染の疑いがある

場合には、帰国者・接触者外来というところを紹介して受診していただくという流れになっております。帰国者・接触者外来を紹介された場合は、もちろん公共交通機関はできるだけ使わないでいただいて、マスクをした状態で受診をしていただくということも、またそのときに指導があるかと思えます。

地域の皆様には、これらの点をぜひ周知いただきますよう、また口コミなどで伝えていただきますようによろしく願いいたします。なお、健康福祉課所管の施設の対応については、課長から説明させていただきます。

(渡部健康福祉課長)

引き続きまして、今の資料を1枚おはぐりいただきますと、「高齢者等が利用する施設に関する対応について」という資料があるかと思えます。これにつきまして、私からご報告をさせていただきます。

本日の新潟日報14面にも掲載されておりましたが、昨日、新潟市の部長、区長以上の市幹部で構成をされますコロナウイルスに関する連絡調整会議というものが開催されまして、所管をいたします福祉部のほうから報告があったものです。

まず、現状であります、高齢者等の関係施設に対しまして、手洗い、咳エチケットの徹底についてポスターの掲示などにより注意喚起を行うとともに情報共有に努めております。また、持病がおりになる方については、2月29日、明日まで利用の自粛を呼びかけているという現状です。

今後の対応については、国の基本方針や見解のもと、不特定多数の高齢者が利用する施設は3月1日、日曜日から16日、月曜日までの間、休止をさせていただきます、また休止の期間の延長もあり得ますということで、この休止する施設は、下を見ていただきますと「休止する施設」に記載があります老人憩いの家、右のほうを見ていただきますと箇所数が29となっております、そのうち西区に該当いたしますのが10施設、老人憩いの家が西区に10施設にありますので、この10の施設、そしてその下をご覧くださいと老人福祉センター、これは区内に1か所しかありませんので、黒埼荘のことです。計11か所で3月1日から16日までの間は休止をさせていただきたいということでございます。コロナウイルスの発生の状況によりましては、一応16日とはさせていただきますが、場合によっては延長することもあり得るということでご承知おきをいただきたいと思います。

そして、「休止を依頼する事業」ということで表に記載があります。地域包括ケア推進モデルハウス、これは区内に1か所ございますが、こちらですとか地域の茶の間、週1回以上開催していただいている茶の間、月2回以上開催の茶の間、月1回以上開催の茶の間、助成金は受けていないけれども一応茶の間としてあるよというところが、みんな括弧書きで記載があるのですが全部で93、一番下に認知症カフェというものもありますが、これも区内に2か所ございまして、全部で95になりますが、こちらの95の茶の間、認知症カフェにつ

きましては、私ども本庁の地域包括ケア推進課というところがございしますが、こちらから早期の休止をお願いしますということで文書を発出させていただいております。

また、県内で新型コロナウイルス感染症等が発生した場合には、また対策本部の中で別途検討という形になりますけれども、そういたしますと、また重ねてになりますけれども、休止の期間が延びていくということも想定されますので、併せてご承知おきをいただきたいと思っております。

下のほうになります。介護保険施設や障がい福祉施設は、国の通知に基づく対策を徹底しながら通常どおり運営をしていくということになっております。状況に応じ、国、県や市保健所等と連携しながら、適切な対応を検討してまいりたいと思っておりますので、時節柄、皆様にはご不便をおかけいたしますが、どうぞご理解・ご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。

(岩沢委員)

高齢者というのは何歳からですか。65歳ですか。

(渡部健康福祉課長)

はい。65歳の方を想定しております。

(岩沢委員)

皆さんみんな対象になっている。若い人も。

(渡部健康福祉課長)

今、齊藤が申しましたところと私が申しましたところで、ご質問等おありになれば、この場でお願ひいたします。

(五十嵐委員)

2号委員の五十嵐と申します。このたびのこの決定の中に、子育て支援を開設しているところが抜けているのですが、私どもは多世代もやっているのです、そちらのほうは茶の間ということで聞きましたけれども、一応合同で一緒にやっているのです、子育て支援の関係はどうなっているのか、もしお分かりでしたらお聞かせください。

(渡部健康福祉課長)

今、子育て支援施設のほうも、一応3月1日から休止の方向でということで、これは、子ども未来部の保育課のほうを担当になるのですけれども、今、休止の方向で詰めて、結果が出ましたらこちらに通知が来るという流れになっています。現状では今日の3時に発表と

ということなので、今、何か動いているかもしれませんが、何かありましたらまた連絡が入ることになっております。

(西区教育支援センター植野所長)

こんにちは。引き続き、西区教育支援センターから、新潟市教育委員会の一斉臨時休業についてのご説明をさせていただきます。昨夜、内閣総理大臣より示されまして、文部科学省より臨時休業を行うよう通知がありました。新潟市の教育委員会として、保護者様のほうに本日づけでお配りしました、こちらの文書を配布して周知をしましろうと思っております。こちらに書いてありますように、臨時休業とする期間につきましては、3月2日、月曜日から各学校で定めた春季休業の開始日までの間と、とりあえずしております。それ以降については、国の方針や通知などを踏まえまして、再度検討し、学校を通じてお知らせをする予定です。

また、臨時休業中の生活についてなのですが、原則、自宅で児童生徒が過ごしていただくことになります。ただ、長期休業等を含めまして、ひまわりクラブですとか放課後等デイサービスをご利用の方につきましては、ご利用することができる形です。ただ、ひまわりクラブなどを利用していない小学校1年生から3年生で、一人で自宅で過ごすことが困難な児童や幼稚園に在籍している園児で、やはり一人で自宅で過ごすことができない子などについては、引き続き学校・園で預かることになりました。預かり時間については、通常の在校園の時間となります。ただし、給食の提供はありませんので弁当などをご持参していただくことになります。

また、特別支援学校や特別支援教育に在籍する児童生徒で、やはり一人で自宅で過ごすことが困難な児童生徒につきましても、学校にてお預かりいたすことになりました。黒埼南小学校では一部スクールバスを運行していますけれども、そちらについても通常どおりの運行をいたします。

また、卒業式なのですが、来週、中学校の卒業式が複数入っております。感染予防対策を講じまして、時間の短縮、参加人数を最小限として実施いたします。

また、こちらに記載していませんけれども、修学旅行につきましては、4月、5月実施予定の学校については延期となりました。また、高等学校の入学者の選抜、入試については予定どおり実施することになっております。

また、部活動、大会試合、地域活動などにつきましては、臨時休業期間は実施しないこととなっております。子どもたちの健康を守るためにも、感染症の拡大防止のためにも、皆様のお力を借りながら、ご協力していただきますよう併せてお願いいたします。

また、随時、子どもさん、教職員が感染者となった場合は、こちらの文書も変わってくると思いますので、そのときはまたこちらのほうから情報提供をさせていただきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

このことについて、何か質問やご意見がありましたら承ります。よろしくお願ひいたします。

(司 会)

議事に入る前にお時間をいただきまして、ありがとうございました。今、ご質問等いただいた件につきまして、この会議中にご提供できる情報がございましたら、お伝えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

これ以降の議事につきましては、下川会長にお願ひいたします。

< 1 開会 >

(下川会長)

はじめに、報道関係の方から取材の申し込みがあった場合には許可をしたいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、ご承知おきください。

< 2 議事 (1) 部会の状況報告 (通常部会・特別部会) >

(下川会長)

議題に入りたいと思います。まず最初に、部会の状況報告でございます。概要は各部部长より報告していただきたいと思ひます。資料1をご覧ください。

第1部会、風間部部长からよろしくお願ひいたします。

(風間委員)

第1部部长の風間ですが、私の持ち時間から1分だけ時間をいただきまして、新型コロナウイルス感染症の対策について、今日の午前中に私どもが普段の活動の拠点としておりますイオン新潟青山店の津島店長さんから「本部通達へのお話とお願ひ」という内容がありましたので、それを報告させていただきます。イオン新潟青山店さんでは、本日から当分の間、期間は決めないそうですが、建物の中に個室として貸し出し、利用してもらっている場所が2か所ありまして、1か所がカルチャーセンターとなっているところです。それからもう1か所はイオンのカードをお持ちの方が無料で使えるイオンのラウンジというものがありますが、そこも個室になっておりますので、この2か所については2月28日、本日から当分の間、期限を決めずに利用を中止させていただきますというお話がありました。

これにならひまして、私どもが拠点としておりますイオン新潟青山店1階奥のコミュニティ広場も3月2日から3月末日まで、先ほど子育て支援とかということもありましたけれども、それも含めまして、丸々1か月間はコミュニティ広場の利用を中止ということをお願ひいたします。先ほど私を含めましたコミュニティ協議会の役員で決定させていただきますので、普段利用し

ていらっしゃる関係の皆様にご連絡をいたしました。館内には、イオンさんからこういう表示板を作っていただきましたものを皆さんの目に留まるところに貼って周知に努めることにいたしました。

続きまして、第1部会の部会報告に入らせていただきます。第1部会の所管分野は、防犯・防災、自然環境、住環境等でございます。第11回目の会議は、去る2月4日火曜日、午前10時から11時40分まで303号会議室で行いました。出席者は記載のとおりでございます。

主な議事として、令和2年自治協議会提案事業、管理不全な空き家にしないための啓発について、この事業内容を委員の皆様と検討いたしました。特に、「誰に向けて啓発をするのか」、そして「何を伝えたいか」ということにつきまして、意見を出し合いました。

具体的な委員の皆様から出された内容は四角の中で、例えば「誰に向けて啓発するか」ということについては、広く対象を解釈いたしますと、「地域住民全体、自治会を通じてや民生委員等と一緒に」ということになります。それから、少し対象を狭めますと「夫婦のみの高齢者宅（世帯）、一人暮らしの方、空き家の所有者」です。そして、「何を伝えたいか」につきましては、「今住んでいる家も将来空き家になる可能性があるということ」を考えていただきたいということと、「管理のために気をつけなければならない項目」は、こんな項目がありますよと。それから、「将来のことや相続のことを家族で話し合っておく大切さ」です。

続いて、「何をを使って、どうするか」ということについて委員の皆様からアイデアを出し合っていました。管理不全な空き家にしないという目的に合致しているかどうか、それから、委員一人一人の取組みや第1部会として取り組むことの実行性という指標に基づきまして、アイデアを整理したところです。

委員の皆様から出された主なアイデアは四角の中ですが、例えば「何をを使って、どうするか」ということに対して、自治協議会の広報紙を活用した啓発活動、それからポスターの作成とそれを掲示するような形、それから地域の茶の間や自治会の集会等での啓発、そのほかということでございます。

2月のこの検討を踏まえまして、3月も引き続き第1部会として取り組む内容について検討することといたしました。

裏面にいきまして、2番として「令和2年度地域課題解決に向けた事業募集～西区の宝サポート事業～募集案について」、事務局より説明がありました。令和元年度の募集時にあった「自治協議会と提案者の間での課題解決の手法に対するイメージのズレ」という、こういうズレを解決するために募集する事業テーマ「地域の担い手（自治会、民生委員・児童委員）等」に関することなど、次のとおり記載することとしました。それが事業実施したことによって、自治会の負担軽減につながる提案になっているかどうか、それから次世代向けの地域活動参加を促す仕掛けの提案になっているかどうか、それから活動のやりがいや担い手を掘り起こすための声かけなどを地域で共有できる提案になっているかといったことに意識を向けたいということです。

それから、その他としまして、西区の総務課より、新潟市犯罪発生状況（令和元年度暫定値）についての報告がありました。

次回の部会の開催は、3月10日でございます。

（下川会長）

ありがとうございました。何かご質問・ご意見ございましたらお伺いしたいと思います。

質問もないようでありますので、これから第1・第2・第3部会共通の「令和2年度西区自治協議会提案事業 地域課題解決に向けた事業募集」企画書案が出されておりますので、これを第1部会の風間会長より説明をお願いいたします。

（風間委員）

私のほうから代表しまして報告をさせていただきます。皆さんのお手元には今、お話がありました「第1・2・3部会の共通」というA4の1枚ものと、その次に募集要項の5枚セットの資料が配付されていると思いますので、それを見ながら私の報告を聞いていただければと思います。

では、企画書（案）に基づきまして説明をさせていただきます。各部会で審議を重ねておりました細かな説明は今回割愛をさせていただきますし、それから1番に「趣旨」ということで6行に渡って掲載されております。これにつきましては省略させていただきます。

2の「今年度からの変更点」からお話しさせていただきます。一つ目は、書類、プレゼンテーションの審査を行う前に、今年度も実施したテーマを所管する担当部会での確認に加えまして、運営会議でも確認することで提案内容に対する不明点を少しでも解消したいということが第1点。

それから二つ目は、多様な団体から提案に対応して、多様な視点で審査を行うために、審査員の構成を変更いたします。そして、今年度は正副会長、通常部会長、特別部会長、地域課長で審査を行ってきましたが、次年度、令和2年度からは例えば委員の皆様の中から若い年齢層の方にも審査に加わっていただくなどということ想定しておりますので、そういう意味で、今年度の変更点の2点にそれを掲載いたしました。

3の「事業概要」です。（1）募集する事業テーマは、各部会で審議し、決定いただいたものです。記載内容のとおりです。募集要項に掲載し、募集をいたします。

（1）の①、②は飛ばしていただいて、（2）の応募資格に入りますが、企画書上は募集要項を抜粋した記載にしており、市内に主な活動拠点を有し、西区内に在住、在勤、それから在学する者5名以上で構成される非営利の団体ということです。

それから、最終的に事業がどういうふうになるかということなのですが、（3）の事業採択等に移ります。今年度、令和元年度と同様、事業テーマ一つにつき1件の採択を予定しておりますし、事業費の上限はこれまでどおり50万円となっております。採択後は、採択した団体の業務委託により事業を実施いたします。

4の「スケジュール」ですが、全体のスケジュールは令和元年度と同様でございます。まず、区だよりに3月15日の日曜日号に掲載することで広く周知をいたします。募集期間は3月中旬から4月中旬の約1か月間といたします。それから、5月から6月に審査を行いまして、採択する団体を決定いたします。早ければそれにしがいまして7月からの事業実施となります。以上で、第1・第2・第3部会共通の西区の宝サポート事業企画書(案)の説明を終わらせていただきます。

(下川会長)

ありがとうございました。風間部会長、これは実際、今は1枚もので概要を説明しましたがけれども、実際に募集要項がついていますが、これに基づいてやるわけですか。

(風間委員)

そうです。

(下川会長)

書いてある「市内に主たる活動拠点を有する非営利の団体」、それから、なおかつそのメンバーは西区に在住する、または在勤している人、5名で動いている人という条件ですか。

(風間委員)

そうです。

(下川会長)

そして、これには全部、審査方法なども詳しく載っておりますので、皆さんに見ていただいて、書類審査と実際の審査とプレゼンテーションを行うという段階でございます。その点もよろしくお願ひしたいと思ひます。

今、説明していただきましたけれども、第2部会、それから第3部会の部会長さんで何か補足説明がありましたらお願ひしたいと思ひますが、ありませんか。よろしいですか。

ないようですので、続けて、第2部会の報告に移らせていただきます。寺瀬部会長、よろしくお願ひします。

(寺瀬委員)

第2部会の会議概要を報告させていただきます。所管分野は、保健・福祉、文化・スポーツ、教育等でございます。開催日時、会場、出席者についてはご覧いただきたいと思ひます。

主な議事の1番「令和2年度自治協提案事業」、「(仮称)支え合いの大切さを広める標語等の募集事業」について、事業内容の検討、募集要項について確認し、目的・趣旨、活用方

法、副賞、事業名について話し合いました。また、募集チラシ（案）について確認いたしました。

「目的・趣旨」については、私たちの周りには、さまざまな地域課題（困りごと）があります。それを解決するためには、人と人との支え合いが求められます。西区自治協議会では、「支え合いって何だろう」と考えてもらうことを目的に標語を募集します。この標語募集をきっかけにして、西区内に「支え合いの大切さ」が広まることを目指していますというふうにいたしました。

「令和2年度の活用用法」は、11月に開催される西区アートフェスティバルの会場で展示する、自治協議会の広報紙、区のホームページ、区だよりに掲載する、健康福祉課から出る文書には記載する、その他の活用方法は、令和3年度に向けて検討して予算措置になります。

「副賞」は、新潟市の共通商品券、最優秀賞1名に3,000円分、優秀賞5名に各1,000円分を用意するという話し合いになりました。

「事業名」は、「支え合いの大切さ」を広める標語募集。話し合った結果、こう決まりました。そして、2月の検討を踏まえて、3月も引き続き募集方法等についても検討することといたしました。

次のページに移ります。主な議事の2「令和2年度 地域課題解決に向けた事業募集」については、第1部会とまったく同じことを検討いたしました。そして、話し合いの結果、決まったことも、「自治会の負担軽減につながる提案」、「次世代向けの地域活動参加を促す仕掛けの提案」、「『地域のやりがい』や『担い手を掘り起こすための声掛け』などを地域で共有できる提案」だということをしっかりと記載しましょうという話し合いになりました。

その後、次の会議の開催日程を決めて閉会となりました。

（下川会長）

ありがとうございました。ただいまの報告について、ご質問・ご意見ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

続いて、第3部会の岩脇部会長からお願いします。

（岩脇委員）

第3部会の報告でございます。所管分野は、産業、区の魅力発信、交通等でございます。開催日は記載のとおりでございます。出席者も同じです。

主な議事に入ります。1「令和2年度 地域課題解決に向けた事業募集～西区の宝サポート事業～募集案について」でございます。先ほど説明がありましたとおりでございます。主に、私どものところは、「区の魅力発信・賑わいの創出」でございますので、区の魅力を感じることができる提案、また、内野・黒埼などの拠点商業活性化に対する提案ということでございます。

2「内野、新川に関する講義の振り返りについて」です。前回の部会の出席委員を中心に、再度、意見・感想を述べ、講義の振り返りを行いました。委員から出された主な意見・感想は次のとおりです。内野だけでもかなり深く議論できたのではないかと、もっともっと知りたいと感じたということでございます。特に木製の底樋を造った技術や災害対策としての意義深さなど、西区の宝として発信していくべきものだと感じました。

3「西区の宝サポート事業『西区の歴史・文化・技術の記憶を200年後の未来の人々へつなぐ～十返舎一九を案内人の新川開削物語の映像化』の進捗状況について」報告を受けました。映像の試作を確認して、先般、内野まちづくりセンターで行いました。事務局ですと150人くらいではないかという試算だったのだけれども、あそこは定員が200名ですから、会場から溢れたということで、今回は2回開催ということなのですが、コロナの関係で日程を先送りするということでございます。非常に地域住民の地域に対する愛着といますか、歴史に非常に関心を持っておられたということで、私も非常によかったのではないかなと思っております。

4「その他」については、第12回は3月9日午後3時からの開催予定でございます。

(下川会長)

ありがとうございました。今ほどの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。よろしいですか。

先ほど風間部会長から、令和2年度の事業募集の提案が案として提示されましたが、ここで皆さんに、これでよろしいかどうかの承認をとりたい思うのです。どうぞ。

(山賀委員)

西区の宝サポート事業の企画内容について質問させていただきます。まちづくり学校の山賀です。この事業募集テーマなのですけれども、今、第1部会から第3部会まで、それぞれ独自でいろいろなプロジェクトについてご検討いただいていると思いますが、そこの重複のようなものを審査の中で反映するのかなのかという辺りです。それによって優遇されるのか、もしくは逆に「こっちでやっているから、それはいいよ」ということになるのか、そういった点が審査の基準の中に入ってくるのかなのかというのも明らかにしたほうがいいのかと思いましたが、私はここの委員なので、今、全部会で何をやっているかというのが分かるので、そうしたら情報を持っているだけ、まちづくり学校で出すかどうかは分かりませんが、有利に働くのではないかなと思うので、その辺りのことは、部会で検討されているテーマとの整合性といった点はどういうふうにお考えなのかお伺いしたいなと思いました。

(堀地域課長)

部会で検討されている内容というのは。

(山賀委員)

例えば、私は第3部会にいますが、第3部会でも今、区の魅力再認識発見につながることや発信などについて部員のメンバーでどうしようかということをお話して、アイデアも出しているので、仮にですけれども、私が出したアイデアをまちづくり学校で提案するということも考えられるわけで、多分出さないと思いますけれども、そういうふうなことが考えられるので、ほかの応募者の方も可能性としては考えられるのかなというふうに思いました。

(堀地域課長)

この事業は、幅広くさまざまなアイデアをいただきたいという趣旨でやっておりますので、部会でやっているテーマに沿ったものが出てくると優遇するとか、そういうことは一切考えておりません。本当にフラットな形でさまざまなご提案をいただきたいということをご理解いただきたいと思っております。

(下川会長)

山賀委員、よろしいですか。

(山賀委員)

大丈夫です。

(下川会長)

では、この企画書について承認をしていただけるでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

続いて、特別部会の報告に移ります。広報紙特別部会の佐野部会長、お願いいたします。

(佐野委員)

広報紙特別部会の会議概要をご説明いたします。所管分野は、西区自治協議会広報紙の編集・発行でございます。開催日時、会場、出席者は記載のとおりです。

主な議事の一つ目「第31号の振り返り」を行いました。これは昨年12月15日発行の広報紙第31号の振り返りです。今回は、読者の方から困みの中にありますような意見が寄せられました。支え合いの記事は、自分たちにもできそうかなと思った。「知っトクなっトク街のタネ」のような街の歴史を紹介する記事は、転入者にとっては新鮮だと思うので継続してほしい。教育ミーティングの紹介は、期日だけではなく時間も教えてほしかったというご意見でした。

二つ目「第32号の校正」を行いました。来月3月15日発行の第32号の掲載内容について検討しました。委員から出された主な意見、修正点は、「1面のアートフェスティバルの写真の大きさに変化をつける」ということです。1面に予定していますのはアートフェスティバルの記事と空き家のシンポジウムの記事を掲載する予定にしておりましたので、その写真の大きさに変化をつけて見やすくするというです。また、「文量が多い記事については、段組みを見直し見やすくする」、これは横にズラーっと並べるのではなく、段に分けて掲載したほうが見やすいのではないかということ。それから、「西区の宝サポート事業の記事は、提案団体名と実施団体名（内野平和台自治会）を入れてはどうか」ということですが、これは三つの事業のご報告を裏面に予定してありまして、提案団体名と実施団体名。実施団体名はすでにカレンダーづくりで、内野平和台団地さんでカレンダーも出来上がっておりますので、写真も交えてご紹介するという記事についてです。それから、「クロスワードパズルのタイトルは『春が来たヨ！クロスワードパズル』とする」ということですが、これは例年大変今までも好評いただいておりますクロスワードパズルなのですが、今までは1月1日号発行ということで、新春お年玉つきクロスワードパズルだったのですが、今回は3月15日発行になりますので、「春が来たヨ！」という冠をつけてタイトルとしたらどうかということ。です。

三つ目「次年度の発行スケジュールについて」、今年度より早い発行スケジュールを検討しましたが、西区の宝サポート事業の採択スケジュールと記載内容を考慮し、今年度と同様の9月、12月、3月発行とすることとしました。

それから、次回の開催日程ですが、最初の号が9月になりますので、だいたい取材や記事の執筆を始めますのが3か月前になりますので、令和2年6月上旬の予定でございます。

(下川会長)

ありがとうございました。ご意見・ご質問ございませんか。よろしいですか。

続いて、アートフェスティバル特別部会、田中副部長よりお願いいたします。

(田中委員)

アートフェスティバル特別部会の会議概要について説明いたします。所管分野は、西区アートフェスティバルの企画・実施に関する事項です。第8回の会議概要の説明をさせていただきます。開催日時、会場、出席者、次回の開催日程については記載のとおりです。

主な議事としましては、1「令和元年度自治協提案事業 事業評価書（案）について」です。10月に実施した西区アートフェスティバル+音届の事業評価書案の検討を行いました。次回部会で最終確認をし、3月本会へ提出することとしました。

2「令和2年度西区アートフェスティバルについて」です。音届部門については、子どもを対象とした体験型のワークショップを開催することとし、内容については今後、新潟大学の学生が主体となって検討することとしました。

音楽・芸能部門の主演団体については、小学校・中学校・高校は各1団体、特別ゲストは1団体、そして大学・社会人・公民館・コミセンコミハを一つのカテゴリーとして合わせて4から5団体とし、計8から9団体にすることとしました。なお、出演団体候補者については、次回部会で決定することとしました。

今回の開催日程については、記載のとおりです。アートフェスティバル特別部会の報告は以上です。

(下川会長)

ありがとうございました。ご質問・ご意見ございませんか。よろしいですか。

< 2 議事 (2) 西区生活交通改善プランの改定について (参考意見聴取) >

(下川会長)

続いて、西区生活交通改善プランの改定について、地域課堀課長から説明をお願いいたします。

(堀地域課長)

地域課の堀でございます。議事の二つ目、西区生活交通改善プランの改定について説明をさせていただきます。

お手元の資料はA4縦のホチキス留めカラーの資料2をご覧ください。この件は、本会で都度報告をさせていただいておりますが、現行の西区生活交通改善プランが今年度末をもちまして計画期間満了を迎えるということで、現行のプランをベースに改定を進めているものでございます。

これまで検討会議、それから皆様の自治協議会でご意見をいただきながら作成を進めてまいりました。修正したプラン案につきまして、この1月に第3回の検討会議を书面開催による検討会議を開催し、最終的なご意見を賜ったところでございます。いただいたご意見につきまして、お手元の資料ホチキス留めの一番最後のページに、A4横の表として1枚ものをつけてございますので、はじめにそちらをご覧ください。

表の左から、ご意見をいただいた方の「所属」、それから「ご意見の概要」、その意見に対する「区の考え方」、そして「プランの修正」したかどうかというものを記載してございます。

自治協議会の皆様からは2点、ご意見をいただきました。1点目が、「交通弱者や困っている人にやさしいサポートができる、マナーを高めあうような公共交通となってほしい」というご意見、2点目は特に黒埼地区につきまして「地区内や坂井輪・西地区方面など東西への移動が困難であるため、将来的には区バスの運行を考えてほしい」というご意見でございました。また、その下の新潟市のハイヤータクシー協会様からは、「内野駅より西側では生

活が不便という声があり、デマンド交通など新たな交通手段を考える必要があるのではないか」というご意見をいただいております。

ご意見に対する区の考え方は記載にとおりでございますが、いずれのご意見も私どもこのプランにおきまして、重要な課題として認識しております。それに対する取組みを進めていくこととしておりますので、記載内容を修正するまでには至りませんでした。地域の皆様、それから事業者としっかり意見交換をしながら、今後取り組んでいきたいと考えております。

お手元のプラン（案）につきましては、すでにご覧いただいている部分が大半でございますので、本日は詳細な説明は省略させていただきますが、このプランの根幹となります「西区が目指す公共交通の将来像」につきまして、繰り返しの説明となりますが少し触れさせていただきます。

資料の15ページをお開きください。第5章として、目標と基本方針を記載しております。1番プランの「目標」でございますが、誰もが安心して暮らし続けることができ、自立して活発に活動できる地域を築くため、区内生活交通の活性化と利便性向上を図り、持続可能な生活交通の構築を目指しております。

2番「基本方針」として、(1)、(2)、(3)と三つ掲げていますが、(1)「生活交通の利便性向上」、公共交通空白地域・不便地域の実情をまずは把握すること、そして既存バスの利便性向上に取り組みながら、地域の移動を支える適切な交通手段について検討してまいります。

(2)「市内中心部へのアクセスの向上」です。市内中心部へ向かう鉄道や路線バスといった基幹軸、それとそのアクセス路線との接続性を向上させ、待ち合い環境の改善などについても検討してまいります。

(3)「公共交通をみんなで支える意識と仕組みづくり」として、何をおいてもまずもって皆さんから利用して乗ってもらわないと持続可能な公共交通になりませんので、運行事業者などと連携しながら意識づくりや利用啓発に取り組んでまいります。

この三つの基本方針に基づき、具体的には17ページ、18ページの第6章に記載しております具体的な取組みを推進してまいります。これらの施策を進めるにあたりましては、もちろん私ども行政もできることをしっかり取り組んでまいります。自治協議会の皆様をはじめ、地域の皆様のご協力・ご理解というものも欠かすことができないと考えております。何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、この最終的な西区生活交通改善プランは、本日の自治協議会を経まして、年度内3月中には西区のホームページで公表してまいりたいと考えております。

(下川会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。岩沢委員、どうぞ。

(岩沢委員)

1号委員の岩沢でございます。17ページの最後のところに「鉄道駅の環境改善」とあります。バリアフリーということで、赤塚と青山となっておりますが、私どもに直接関係あります新大駅前には残念ながら下のほうに出入り口がありまして、上のほうにぜひお願いしたいということでもあります。多分、五十嵐小学校の新大寄り側、それから坂井輪、そして新通の大勢の方がお乗りになっているのです。そして当然ながら高齢化になっておりますから、ぜひ上のほうに出入り口をぜひつけ加えていただきたいと。これは事前に永吉先生とも相談し、「そうだね」という話になりましたので、ぜひお願いしたいと思います。

(堀地域課長)

長い階段で行くところですか。

(岩沢委員)

トンネルです。

(堀地域課長)

新大前駅につきましては、駅舎そのもののバリアフリー化という工事はすでに済んでいいる駅舎となっております。ただ今、ご指摘の部分は、駅と別な部分で、市道となっている部分ですので、何ができるかということ意識として盛り込みながら、できるところから取り組んでまいります。よろしく申し上げます。

(下川会長)

そのほか、ご質問・ご意見ございませんか。ないようですので、課長どうもありがとうございました。

< 3 報告 (1) 「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会について」 >

(下川会長)

報告事項になります。まず (1) 「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会について」、当協議会からは委員として高橋伸絵委員が出席しておりますので、説明をお願いいたします。

(高橋 (伸) 委員)

第1部会の高橋です。開催日や会場は記載のとおりです。議事としては、事務局の説明がありました。令和元年の新潟市犯罪発生状況についての説明、第5次推進計画における数値目標の達成状況の説明、第5次推進計画取組状況と重点取組事例についての説明がありま

した。全市的な取組み、また8区それぞれの重点取組みの現状が報告されました。西区で起こりました痛ましい事件のあと一層の防犯意識の高まりがありまして、見守り隊の結束強化などが行われ、また防犯カメラの設置が進んでいるということです。また、そこで青色パトロールカーを有効に活かせるよう、難しい申請手続きを簡略化したり、行政からの手助けがあるとより一層、青色パトロールカーが普及するのではないかという意見が出されました。

また、教育の立場の委員からは、犯罪の低年齢化の懸念があるということがお話しされました。県警関係の委員からは、特殊詐欺への有効な対処法である防犯機能つき電話の説明がありました。今回、新潟市出身のラグビーの稲垣選手が親善大使となって就任されましたので、普及にもっとアピールすることができるのではないかと期待が持てるということをおっしゃっていらっしゃいました。詳しくはホームページに閲覧可能ですので見ていただければと思います。今日は議事がたくさんあるということなので、簡単な説明にさせていただきましたが、詳しくはホームページをご覧いただきたいと思います。

(下川会長)

ありがとうございました。ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

< 3 報告(2)「第3次いきいき西区ささえあいプラン計画策定について」 >

(下川会長)

続いて、報告事項(2)「第3次いきいき西区ささえあいプラン計画策定について」、健康福祉課の渡部課長からお願いいたします。

(渡部健康福祉課長)

健康福祉課の渡部でございます。第3次いきいき西区ささえあいプランの計画策定についてということでご報告させていただきます。隣におりますのは私ども、このプラン策定を担当いたします地域健康福祉課地域福祉係の須貝主査でございます。よろしくお願いたします。

まず、説明に入ります前に、お手元に資料3「第3次いきいき西区ささえあいプラン計画策定について」というものがございますが、こちらとお手元に第2次いきいき西区ささえあいプランの概要版というものと、資料3別紙と書かれましたA4横の令和2年度いきいき西区ささえあいプラン策定スケジュールという三つの資料がございますが、こちらを用いてご説明させていただきます。

資料の1枚目、「第3次いきいき西区ささえあいプラン計画策定について」をご覧ください。現在、西区では第2次いきいき西区ささえあいプランが策定されておりまして、その期間が令和2年度、来年度で期間満了になりますことから、現計画の最終年度であります令和

2年度中に、次期計画を策定する必要がございます。この次期計画策定を来年度行うにあたりまして、その中で地域別計画というものがあるのですが、これを策定するために各地区で懇談会を開いていただきまして、地域の皆様からご意見を頂戴する場もがございますことから、本日、自治協議会の委員の皆様にもご報告をさせていただきます。

いきいき西区ささえあいプランとは、新潟市西区の地域福祉計画というものがあるのですが、それと地域福祉活動計画というものがございまして、これの総称という形になります。そもそも「地域福祉と地域福祉計画とは」ということでありますけれども、地域福祉とは、地域や保健など多様な生活課題に地域全体に取り組むしくみづくりのことを言います。地域福祉計画とは、その地域福祉の主体であります地域住民の皆様の参加を得まして、地域生活課題を明らかにするとともに、その課題のために必要となる施策の内容や量でありますとか体制について、庁内関係部局はもとより多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備をしていくことを内容とするものです。

資料の裏をご覧ください。私ども行政が策定します地域福祉計画とは別に、ここに「地域福祉活動計画とは」とございまして、こちらは各地区の社会福祉協議会が呼びかけて行う民間の活動、行動計画でございます。この地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目的として、お互いに補完補強し合う関係にありまして、区ごとに一体で策定をしております。計画期間は6年でございまして、第1次は平成21年度から平成26年度、第2次は平成27年度から令和2年度、来年度で満了しますけれども、この6年間。今回は第3次、令和3年度から令和8年度の計画の策定に向けて動いていくということでございます。この計画の策定にあたりましては、15の地域のコミュニティ協議会の代表の方々、福祉関係団体の代表者の方々、学識経験者1名の計18名からなります、いきいき西区ささえあいプラン推進委員会で、そのまま作成いたしまして、パブリックコメントを経て計画決定という流れで進めてまいります。

現在の計画につきまして、第2次いきいき西区ささえあいプランの概要版、オレンジのものをご覧ください。これは概要版でありまして、実際の冊子はアンケートの調査結果や統計データが載っております、かなりボリュームのあるものとなっておりますので、この概要版で説明をさせていただきますが、まず1ページ目の「計画の構成」というところですが、これは今、私が先ほどご説明させていただきましたので割愛させていただきます。

その次のページをお開きください。西区の全体計画として、基本理念と基本目標というものが記載されております。西区では、「みんなでつくろう誰もが心豊かに暮らせる福祉のまち西区」を基本理念とし、その目標を達成するため、四つの基本目標を掲げております。基本目標については、四つ記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。これが西区の地域別計画、各コミュニティ協議会別の計画です。西区地域別計画では、各地域の目標、将来像を設定し、四つの基本目標に対する解決策が期待される担い手などを盛り込んでいます。この地域別計画を策定するにあたりまして、平成26年当時、前回策定した当時は、地区の懇談会というものを2回開催させていただ

ておりまして、次期計画の策定にあたりまして同様に地区懇談会というものを開催させていただきまして地域の皆様から検討していただきたいと考えております。

こちらの概要版を終わりました、最後に、今後の策定のスケジュールについてご説明させていただきますが、「資料3別紙」と書かれた「令和2年度いきいき西区ささえあいプラン策定スケジュール」をご覧ください。まず、一番上は区別計画というところをご覧ください、まず今月2月18日に令和2年度の第2回の推進委員会を開催いたしました。第3回推進委員会を3月12日木曜日と記載しているのですが、昨今、今日もいろいろと説明させていただいておりますが、コロナの関係がありまして、この開催につきましては現在、委員長と調整をしているというところがございます。また決まりましたら関係各所の方々には、すぐにご連絡をさせていただきたいと思っておりますが、現状、そのような状況になっております。

続きまして、令和2年度に入りまして、6月に第1回推進委員会、8月に第2回を開催する予定でございます。こちら辺である程度の素案を作ってまいりまして、そして8月の下旬から9月の下旬頃を目途に各地域で2回、地区懇談会というものを開催させていただきまして、地域別計画の検討を行っていただきたいと考えております。その後10月に第3回の推進委員会を行いまして、ほぼ素案を確定させた後に12月にパブリックコメントの募集と新潟市議会への報告を行います。パブリックコメントでの意見募集が終わりましたら、第4回の推進委員会を開催させていただきまして、素案審議を完了させ、次期計画の確定というような流れで進めてまいりたいと思っております。スケジュール案にも記載してございますが、西区自治協議会にも進捗状況の報告を適宜行わせていただきたいと思っております。来年度からは、皆様方からも多大なご協力をお願いすることになるかと思っております。何卒よろしくお願いいたします。

(下川会長)

ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見・ご質問ございませんか。坂井委員、どうぞ。

(坂井委員)

よく経過等分からないので教えていただきたいのですが、第2次いきいき西区ささえあいプランの総括というか、まとめというものはいつ頃、どのようにされるのか教えていただけたらなと思うのですが。

(須貝主査)

西区健康福祉課の須貝です。今ほどの質問について私からお答えさせていただきます。総括なのですが、まだ今現在は計画の期間中でございます、ただし第2回の推進委員会のときに前倒しで総括に近いようなことはやりました。それは、平成27年から令和元年

度までの5か年の計画内容で総括を出して、来年、策定するにあたって今後の課題等を出した上で参考になるだろうということで第2回の会議のときに報告をさせていただきました。ただ、あくまでもそれは第3次計画を策定するにあたっての一つの資料というか、目標を設定するためのものでありますので、最終的な総括については、やはり計画が終わってから、第2次計画が終わったあとになりますので、令和3年度のために、また最終的な総括を委員様にお示ししてやっていきたいということでございます。

(下川会長)

坂井委員、どうですか。よろしいですか。

確かに期間が長いので、いろいろと今までもこの計画、それから活動、その計画がどうもはっきりしないというのか、我々のほうで委員を出しても、いつもそのような不安がくすぶって帰ってくるので、ぜひ3次に入っていくときには、2次の総括と、それから3次に対する取組みの明確化といいますか、あまり抽象的な言葉ではなくて、実際に具体的な活動について、よく打ち合わせをしながら進めていただきたいなという希望があります。どうぞよろしく願いいたします。

(須貝主査)

ありがとうございました。そこを肝に銘じながら、本当に6年の計画になりますので、委員の方々もどうしても少しずつ替わっていかれるので、継続していけるように、そこは考えていきたいと思えます。

(下川会長)

よろしく申し上げます。ほかに、ございませんか。よろしいでしょうか。

< 3 報告 (3) 「防犯灯設置補助金制度見直し (案) について」 >

(下川会長)

続いて、報告事項 (3) 「防犯灯設置補助金制度見直し (案) について」、市民協働課の松屋課長から説明をお願いいたします。

(松屋市民協働課長)

市民協働課の松屋と、隣におります高橋でございます。本日は、お時間をいただきまして、どうもありがとうございます。

私からは、防犯灯設置補助金制度見直し (案) についてご報告をさせていただきます。資料4をご覧ください。新潟市では、地域との協働による安心・安全な地域づくりを推進するため、自治会・町内会などに対し防犯灯設置経費の2分の1補助を実施しております。また、

平成 23 年度からは環境負荷の低減を目的に、一時的に LED 灯など環境配慮型防犯灯設置の補助率を 3 分の 2 に引き上げる LED 化促進策を行っております。

この促進策によりまして、LED 化率は年々増加しまして、平成 30 年度末現在で 87 パーセント、このまま推移をいたしますと 2 年後の令和 3 年度末で 98.2 パーセントに達する予想になっておりまして、おおむね LED 化が完了するという見込みになっております。

このため、現在、本事業の一部見直しを検討しておりまして、4 月以降に自治会・町内会など防犯灯の設置者に対しまして、この資料を用いまして、見直し（案）の説明を行いたいと考えております。本日は、地域代表の皆様事前に報告をさせていただくとともに、本事業へのご意見などがありましたら、今後の検討に生かしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

見直し（案）とスケジュールについて、真ん中の囲みをご覧ください。LED 灯以外の防犯灯、今ですと蛍光灯などですけれども、この補助につきましては、現状、申請がほとんどなく、また、今後の申請も見込まれないことから令和 3 年度から廃止をしたいと考えております。

それから、先ほど申し上げましたとおり、令和 3 年度におおむね LED 化が完了することから、令和 4 年度より LED 灯の設置に対する補助率を LED 化促進策の実施前と同じ 2 分の 1 補助に戻したいと考えております。

併せて、近年の補助実績を踏まえまして、1 灯当たり現在 4 万 7,000 円の補助上限額となっているものを 3 万円に変更したいと考えております。

次に、資料の左下にあります参考①「LED 化率の推移」をご覧ください。平成 23 年度の LED 化促進策以降、地域の皆様から積極的にご協力をいただきまして、LED 化率は右肩上がりに増加しております。

その右の参考②「LED 灯と蛍光灯等の比較」では、両者の平均設置費用と光源寿命を記載しております。LED 灯の設置費用は、蛍光灯などの約 1.7 倍になりますけれども、光源寿命は 4 倍となりますため、LED 化促進策以前と比べて、費用や事務手続きなどで両面に関して負担が軽減されると思っております。

なお、LED 化促進策は、一時的なものでありまして、LED 化完了後に見直しをすることにつきましては、これまでも機会を捉えまして自治会・町内会の皆様などの設置者に説明をいたしまして、LED 化への早期切り替えをお願いしてきたところでございます。今後も丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

（下川会長）

ただいまの報告について、ご質問がございましたらお願いたします。高田委員、お願いたします。

（高田委員）

真砂の1号委員の高田ですけれども、この設置補助金がかかるのは分かったのですけれども、ただLEDに変えて、実際、自分の地域で見たときに、従来の蛍光灯に比べて光の広がりが狭いと。やはりLEDだとどうしても直下型だという中で、かえって今の距離規制、距離基準だと暗くなるどころが結構、増えているのです。そういうものを踏まえると、LEDに変えるときに、例えば角の交差点ですと、斜めに1個あればよかったです、今ですとどうしても真下しかない。現実的には二つ付けたいということも要望としてはあります。ですので、今の距離基準の緩和というものは今後、考えられているのかどうかお聞きします。

(松屋市民協働課長)

まず1点、LED灯化をしますと光の届く距離が狭くなるということに関しましては、私どもの認識ですと、メーカーのカタログを見ると逆に明るくなることによって遠くまで届くのだからというようなことが書かれておりますので、その辺については、またこちらも勉強してみたいと思いますし、二つ目の25メートル間隔の距離基準がありますけれども、おっしゃってられます角で光が届かない場合は、25メートルなくても設置が可能ですので、もしそういった場合、区役所の窓口にご相談していただくと有り難いかなと考えています。

(岩脇委員)

岩脇です。お久しぶりです。私からご意見です。LEDはもう数年前から八十何パーセントくらいということで完了します。それで、ほとんどの自治会は設置済みです。それで廃止をしたい。ここで問題点が一つあるのは、更新時の入れ替えする費用がないのです。みんな手を挙げたと。だいたい平均すると新潟市の場合日照時間で1灯当たり6万時間弱で寿命が切れますよということなのです。そうすると、次からは各自治会の負担なのです。現行制度は。そうですね。

(松屋市民協働課長)

基本、現在は設置の3分の2を補助させていただいておりますので、3分の1は自治会となり、町内会さんの負担と。

(岩脇委員)

それは新規ではなくて、更新時のことをお聞きしたのです。そういう形になっておりますので、これはご意見ですけれども、次から入れ替えるときに失敗したなという自治会があると思うのです。それで、限られた財源の中なのだけれども、今度、更新時に全額負担となると自治会のほうからいろいろな苦情や意見が出ると思いますから、その辺を頭に入れて、今後の施策の中で取り組んでいただきたいと思います。回答は要りません。

(松屋市民協働課長)

1点だけ訂正をさせてください。更新時においても3分の2の補助をさせていただいておりまして、今回、2分の1に変えたいということなので、全額、自治会さん、町内会さんが更新時に負担をするということではないということですので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

(下川会長)

よろしいでしょうか。ほかに質問はありませんか。よろしいですか。課長どうもありがとうございました。

< 3 報告(4)「西区一斉クリーンデーについて」 >

(下川会長)

続いて、報告事項(4)「西区一斉クリーンデーについて」、区民生活課の佐藤課長から説明をお願いいたします。

(佐藤区民生活課長)

区民生活課の課長の佐藤でございます。隣は生活環境係の係長、田村でございます。よろしくをお願いいたします。「西区一斉クリーンデーについて」説明いたします。

資料5になります。一斉クリーンデーの実施については、皆様にご協力いただき、ありがとうございます。本日は、一斉クリーンデー基本日の変更についてご説明いたしますが、本件については、自治協議会の第1部会でご協議をいただき、12月の自治協議会本会の部会報告で説明がありました。また、2月6日に開催されましたコミュニティ協議会会長連絡会議で説明したところですが、改めて報告するものです。

資料をご覧ください。はじめに、一斉クリーンデーについてですが、西区一斉に清掃活動を行うことで、区の一体感を醸成するとともに、環境美化意識の向上を図ることを目的に、自治協議会の提案によって始まり、平成21年度から実施をしております。コミュニティ協議会が主体となって自治会の皆さんにお知らせをいただき、取りまとめなどをしていただくことで地域に根付いたものとなっております。今年度は、7,800人ほどの本当に多くの方から参加をいただいております。

さて、この一斉クリーンデーですが、子どもにも参加をしてもらいたいということで、当初から夏休みに入ってすぐの8月第1日曜日を基本として実施してまいりました。参加された方からは自治会全体の清掃活動を行うきっかけとなっているとか、清掃活動をとおしでご近所のコミュニケーションの場になっている、毎回親子で参加して地域がきれいになって気持ちがいいよなど、いいご意見をいただく一方で、8月の初旬の一番暑い時期ということで、熱中症など健康面での心配の声も多くいただいております。このような声をいただ

きまして、自治協議会の部会の皆様と検討しまして、お盆過ぎると朝晩涼しくなるだろうという時期で、さらに子どもたちにも参加してもらえる時期、夏休み中の開催ということで、8月の第4日曜日をクリーンデーの基本日と変更させていただきました。資料の中段に記載させていただいております。

なお、それぞれの地域の計画の中で実施日を決めていただいておりますことから、8月の第4週の日曜日以外での実施を予定している場合もあるかと思いますが、そういった場合においても健康上の注意、水分を補給して行うなど、安全に清掃活動をしていただくようお願いいたします。

最後に、来年度の予定です。来年度の8月の第4日曜日は8月23日になります。文書の配布などのスケジュールは資料に記載のとおり、6月上旬にコミュニティ協議会に一斉クリーンデーの関係書類を送付いたします。そして、同じ月の下旬に自治会にポスター、チラシをお配りしたいと思っております。なお、資料の裏面には先日、コミュニティ協議会の会長様宛に今の内容のお知らせということで文書をお送りいたしました。毎年多くの方に参加いただいておりますが、来年度もさらに多くの方から参加いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(下川会長)

ただいまの報告について、ご質問はございませんか。

(高橋(伸)委員)

高橋です。一斉クリーンデーについて、ポスターに防犯のことも入れてほしいという要望を去年入れてポスターを作っていただいたのですが、私の思っているところとちょっと違うようなニュアンスの、「子どもを見守りましょう」というようなポスターの記載があったわけですが、それを今年、ぜひ「きれいなまちは犯罪者を遠ざける」ということで、まちをきれいにしましょうということを謳っていただきたいということをお願いしたいと思えます。部会のほうでもそれはお伝えしたのですが、ここでもまた皆さんにそのように入れていただきたいということを要望したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(佐藤区民生活課長)

ご意見ありがとうございます。この西区一斉クリーンデーのチラシやポスターを、こういった形で昨年度チラシを、同じような形で大きなポスターを作りました。高橋委員のご意見もいただきまして、クリーンデーについて、環境美化について区民生活課のほうでやっておりますが、防犯の面もということで総務課とも今、検討している最中ですので、そういったことでチラシ・ポスターを作成していきたいと思っております。

(下川会長)

よろしいでしょうか。ほかに、ございませんか。どうもありがとうございました。

< 3 報告（5）「赤塚、中野小屋公民館の管理体制の変更について」 >

（下川会長）

続いて、報告事項（5）「赤塚、中野小屋公民館の管理体制の変更について」、坂井輪地区公民館の岸本館長から説明をお願いいたします。

（岸本坂井輪地区公民館長）

坂井輪地区公民館長の岸本でございます。私から、赤塚公民館・中野小屋の管理体制の変更について（案）ということで、当日配付資料A 4版1枚のものについて説明させていただきます。

現在、西区内には坂井輪、西、黒埼、小針青山の4か所の地区公民館と、黒埼北部、黒埼何部、そして赤塚、中野小屋の4か所の分館と呼ばれる公民館の計8か所の公民館があります。このうち赤塚と中野小屋の二つの分館について、令和2年4月1日から管理体制の変更を考えているものでございます。両公民館の開館日、休館日、開館時間につきましては、配付資料の1番に記載のとおりでございます。

次に、管理体制についてですけれども、配付資料の2番「職員の配置（案）」について、真ん中の四角囲みに記載のとおり、現在は平日の夜間及び土曜日、日曜日の開館時間帯すべてにおいて、シルバー人材センターの管理人を配置しておりますが、維持管理の効率化を図るため4月1日からは土曜日、日曜日については公民館の利用の申し込みがある時間帯のみ管理人を配置することに変更したいと考えております。

両公民館の定期利用の申し込みの状況につきましては、配付資料の一番下の「参考」のところに記載のとおりでございます。この時間帯につきましては、これまでどおり管理人を配置いたします。また、定期以外の利用につきましては、利用希望日の3日前までに事前の申し込みがあった場合については、利用時間帯に管理人を配置いたしますので、これまでと変更なくご利用いただけます。なお、管理人不在時につきましては、原則として施設を施錠することになりますけれども、電話があった場合につきましては、所管の西地区公民館に転送設定し西地区公民館の管理人が対応することで、利用者の皆様には支障のないように対応いたしたいと考えております。利用団体の皆様につきましては、所管の西地区公民館から今回の変更について、後日説明させていただく予定でございます。

また、地元のコミュニティ協議会様につきましては、先日、このたびの変更についてご説明させていただき、ご了解をいただいているところでございますけれども、今後も地元からのご意見などをいただきながら運営に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

（下川会長）

ありがとうございました。何か質問はございませんでしょうか。よろしいですか。館長ありがとうございました。

< 3 報告（6）「新潟市沖における洋上風力発電について」 >

（下川会長）

続いて、報告事項（6）「新潟市沖における洋上風力発電について」、環境政策課地球温暖化対策室、若林室長から説明をお願いします。

（若林室長）

環境政策課の若林でございます。本日はお時間をいただき、ありがとうございます。今日は、新潟市沖における洋上風力発電について、ご説明させていただきます。

お手元の資料6をご覧ください。現在、洋上風力を検討しております事業者が作成した資料でございます、そこから抜粋し、本日ご参考としてお示ししているものでございます。まず、これまでの経緯についてご説明いたします。今から約3年ほど前となりますが2017年、平成29年4月に初めて新潟市沖での洋上風力の事業化が可能かどうか調査を行いたいとの話が事業者からございました。その後、地元の漁協や自治会などにご説明の上、資料の1にありますとおり、風況調査やボーリング調査などがこれまで実施されてまいりました。この間、新潟市としましては、地球温暖化対策として、再生可能エネルギーの導入を推進する立場から、事業者と地元の仲介をするなど側面から支援してまいりました。そしてこのたび事業者のほうから、これまでの調査結果や国、県の動向などを踏まえまして、事業化に向けて本格的に進めていきたいと。具体的には、環境影響評価、環境アセスメントの手続きに入りたいとの申し入れがあったことから、今月の2月4日に事業者と新潟市で説明会を開催いたしまして、沿岸地域のコミュニティ協議会様や地元の商工会、漁協の方などにお集まりいただきまして、まずは事業の計画についてお知らせする場を設けさせていただきました。

事業者におきましては、来月3月下旬頃、環境アセスメントの配慮書を国に提出する予定としておりますが、その前に、さらに個別のコミュニティ協議会様や自治会様単位でもご説明したいということで、こちら西区におきましては、2月21日に西内野コミュニティ協議会様の役員会にてご説明の機会をいただいたほか、3月以降も順次ご説明する予定とお聞きしております。

次に、事業の想定エリアについてです。2番をご覧ください。現在、想定しているエリアは、西区から西蒲区にかけて、海岸線から1キロ沖5キロまでの破線で囲まれている範囲の中としております。発電出力としましては、最大で35万キロワット、これはこちら西区では四ツ郷屋でメガソーラー事業という大規模な太陽光発電事業をされていると思うのですが、そこでの最大出力が約5万5,000キロワットでございますので、最大の出力だった場合は約6倍以上ということになります。

建てる風車の本数としましては、最多で45本程度が想定されておりますが、具体的な配置や基数につきましては、また今後の検討や協議などによりまして、最終的に決定されていくということになります。

次のページをご覧ください。3は再エネ海域利用法における県の検討体制、そしてその下の4は再エネ海域利用法の概要となります。想定しております事業エリアが一般海域となることから、本事業を実施するためには今後、国から再エネ海域利用法における促進区域に指定される必要がございます。そして国から指定を受けるためには、県から国への情報提供というものが注視されます。県では、今年度から来年度にかけて、一般会計について保全エリア、調整エリア、促進エリアに区分けするゾーニング作業を行っております。また、それに併せまして洋上風力発電事業研究会を設置いたしまして、県内の候補海域の検討などを現在進めております。

まずは新潟市沖につきまして、県の研究会の地域部会で検討されることを目指す必要がございますので、今後、県と連携しまして、県の検討状況や段階を見ながら、地域の合意形成を図っていきたくと考えております。

次のページの5と6でございますが、これは洋上風力事業を検討する上での課題と、それに対する事業者の考え方などをまとめたものでございます。事業の実現に向けましては、騒音への懸念や、地震や気象災害時の安全性、景観、魚類、鳥類等への影響など、多くの課題を今後検証していく必要がございます。

最後のページをご覧ください。7は「これからの進め方」ということで、今後の想定スケジュールでございます。想定される最短のスケジュールでは、着工が2024年度頃、運転開始が2026年度末頃ということになります。ただ今後、この事業が実現するためには、いくつかのステップを踏む必要がございます。まずは県のゾーニングの結果や地域部会での協議などを踏まえまして、この事業エリアが県において促進エリアに区分けされ、そして洋上風力を促進すべきエリアとして県から国に情報提供される必要がございます。そしてその後、国から促進区域として指定され、その上で公募によって最終的に事業を実施する事業者が決定されるということになります。

本事業につきましては、最初に調査が始まってから実際に稼働するまでには最短でも10年くらいかかります。まだまだ非常に先が長く、事業の実施も、また事業者も確定はしていない段階でございますが、一般会議での大規模な事業ですので、早い段階から地域の方に、この事業の計画があるということを知っていただく必要があると本市としては考えました。

新潟市としましては、今後も引き続き、洋上風力に関する勉強会や意見交換会などを積み重ねていく予定でございます。地域としまして、どのような条件がクリアできれば洋上風力との共存が可能なのか、地域の皆様のご意見をお聞きしながら今後の丁寧に進めていきたくと考えておりますので、何卒ご理解いただきたくお願い申し上げます。

(下川会長)

ありがとうございました。ただいまの報告について、質問がございましたらお願いします。

(田中委員)

風力発電が必要なかどうか。今の現状で、10年くらい先になるかは分からないけれども、それまでに風力発電が必要かどうか、現状で足りなくなるのではないかという感じを受けるのですが、そこまで期間をかけて金をかけて造って損してどうなのかなという気持ちはあります。

(若林室長)

今後、これは現在、気候変動の危険性が非常に高まっているということで、地球温暖化対策という観点からもエネルギーについては再生可能エネルギーの導入というものが非常に必要であるというふうに世界的にもされていまして、国が大規模に再生可能エネルギーを導入するためには、やはり洋上風力というものが今後必要であると。それをもって今回、この法律が制定されたということもありまして、今後、洋上風力を推進していくというのは、国全体の動きであると考えております。

本市としましても、決して積極的に誘致したわけではないのですが、ただ再生可能エネルギーの導入というのは地域と共存できるのであれば、やはり温暖化対策の観点からは推進していくべきと考えておりまして、事業者との仲介をしているということでございます。

(下川会長)

田中委員、どうですか。よろしいですか。ほかに、質問ございますせんか。岩沢委員。

(岩沢委員)

原子力の関係で、当然、再生エネルギーということになると思いますが、これはよく分かります。ところで、新潟は非常に風が強いのです。この辺の対応というのは、余計なことを聞くのかは分かりませんが、それは問題ないのでしょうか。冬は西風が非常に強いのです。

(若林室長)

その強い風が風力発電の場合、必要でございまして。

(岩沢委員)

そうですね。あるところに行くと、弱いのはだめですけども、適当なあれがないとあれですと。逆に言うとあまり風が強いと止めなければいけないというようなことも言われたものですから、どうかなと思って聞いたのですけれども。

(若林室長)

もちろん非常に警報が出るようなときには止めるということも当然あるのですが、ある程度、一定の強い風が吹くという、特に冬はそういう風況は必要でして、どのくらいの風の強さがあるのかという風況調査をずっとこれまで事業者のほうでされてきまして、新潟市沖がよいというふうになったと聞いております。

(岩沢委員)

対応できると。そうですか。分かりました。

(田中委員)

水族館のところは風力発電があるのですけれども、あそこは結構止まっていましたよ。

(若林室長)

おっしゃるとおりでございまして、調子の悪いときもありましたが、今は無事に動いております。見ていただきまして、ありがとうございます。

(小川委員)

コミュニティ佐潟の小川です。先日、ここで説明会がありまして、私は別の会議があつて出なかったのですけれども、確か三井・三菱の大商社が説明に来られて、この資料もそこが作ったと思うのですが、そこがやるというのではないのですか。

(若林室長)

約3年前から調査をされている事業者さんは三井不動産様と三菱商事パワー様で、今はそれ以外にこちらに関心のある事業者さんというものは、私どもは承知はしていないのですけれども、ただ最終的にはやはり公募という形になりますので、ほかに手を挙げなければ当然今、進められているところ、三井不動産様と三菱商事パワー様が実施されると思うのですが、あとから手を挙げてなかなか選ばれるのは難しいとは思っているのですけれども、ただそこが確定はしていないということになります。

(長澤委員)

現在はまだ計画の段階で、これから道筋をつけられて公募という形になるのでしょうかけれども、事業がスタートした場合、事業者が支出する分と、あるいは国、県、新潟市がその事業に支出する分というものは、もうお決まりなのでしょうか。

(若林室長)

この事業に関しましては、完全に事業者が単独で資金を調達して行う事業ということで、特に、国、県、市が負担するものはございません。

(高橋(伸)委員)

事業者が十分調査をされるわけだとは思いますが、地震の断層のある辺りだとは思いますが、そこについてはもうしっかりと調査済みで、新潟にというふうに言われているのでしょうか。

(若林室長)

地層の調査もされてはいるのですが、まだまだこれから本格的に当然さらにまた調査されると思いますので、そういった点については今後も情報提供をさせていただきたいと思っております。

(高橋(伸)委員)

一旦地震が起きると、大きな機材が全部陸に上がってくると、またそれ自体すごい災害にもなると思いますので、そこら辺はよく検討いただいて、業者のほうからも選定いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(若林室長)

ありがとうございます。

(下川会長)

ほかに質問はございませんか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

< 3 報告(7)「西大通の寺尾西交差点付近の車線構成の見直しについて」 >

(下川会長)

続いて、報告事項(7)「西大通の寺尾西交差点付近の車線構成の見直しについて」、西警察署の交通課、中嶋課長から説明をお願いします。

(中嶋課長)

新潟西警察署の交通課長をしております中嶋です。よろしくお願いいたします。皆様の貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

早速ですが、資料7を開いていただきまして、西大通の車線変移の解除について報告させていただきます。先般、9月にもご説明させていただいた内容の続きになりますけれども、各コミュニティ協議会のミニ区政懇談会で説明させていただいた内容と、警察署のほうでも警察署の協議会、あとはいろいろな自治会、安全講習という場で説明させていただいた内

容になりますけれども、皆さんいいことだということで賛成をいただきました。やはり皆さんは渋滞が嫌なのですね、そしてまた右折待ちをしている車があると当然、行けなくなります。そのうしろで待っている車は、信号が黄色になり、赤になり、また待たなければだめだと、やはりこれは皆さん嫌だということで、ぜひともやっていただきたいということでご意見がありましたので、このまま実現に向けて動き出そうかなと思います。

そこで何点かいろいろな問題点もありますので、それについて報告させていただきたいと思います。一つが、うしろのページを見ていただきたいのですが、解除区間は約 1.4 キロということで記載がありまして、おもての下のところ、「内野側の中央線変移システム約 1.4 キロを解除することで分かりにくさを解消します」ということで記載がありますが、大雑把なところなのですから、交差点を全部解除するというのではなくて、現状のイメージをしていただきたいのですが、原信五十嵐店の付近から寺尾西交差点をずっとのぼっていくとあるのですが、そこに至る車線変移のものを解除して、お互い相互通行できるような車線にするというものになりますので、お間違いのないようお願いしたいと思います。

もう一つが、なぜそんなにいいことをやるのだったら、全部解除すればいいではないかという意見がありました。多分皆さんもそういうふうに思っているかと思います。私もそう思います。なので、皆さんは 2 リットルのペットボトルに水がいっぱい入っているということをご想像ください。これを 1.5 リットルのペットボトルに入れた場合にどのようなことが起きるかということなのです。要は有明大橋西詰まで、どんどん交通量が増えていきます。これが水だと思ってください。これを 1 車線同士の車線、今の交通量を水として考えると、それを 1.5 リットルのペットボトルに入れてしまうと、2 リットルのものだとこぼれてしまうという現象が起きてしまいます。現在の交通量だと。そうすると何が起きるかということ、渋滞が後方に伸びる、枝道にどんどん伸びてしまうという現象が起きてしまいます。なので、先行的に寺尾西交差点まで先に解除する、そしてまた今、皆さんもいろいろニュースなどで見ているかと思いますが、高齢者の交通事故が話題になっています。昨日もどこぞの県で立体駐車場から車がアクセルとブレーキを踏み間違えて下に落ちてしまったことが昨日のニュースでもやっていて私も見ていましたけれども、そういうようなことがあって、高齢者の方も急に全部パッと変えてしまうと、どうしても迷ってしまうのではないかということで、徐々に慣れていただくために少しずつ少しずつ押していきましょうということで、それが一番、交通事故防止につながるのではないかというようなことで、このような方法をとらせていただこうかなと思っております。

一番多かったのは、有明大橋西詰です。右折車線を設けてもらえるのだったら、車線変移をうちのほうも解除してくれよと。そしてまた小針十字路のところも自治会長さんに直接言われたこともあったのですが、こういうふうな事情がありますので、将来的にはなくなると思いますが、交通渋滞を考えると、今すぐには踏み切れませんよということを説明したところ、それであればしょうがないですねという言葉もいただいております。

もう一つ最後になりますけれども、寺尾西交差点も右折車線を設けるのであれば、矢印信号機があればもっと便利ではないのかという意見もいただいております。この場ですぐに私も「絶対につけます」ということは立場上、お約束できないのですけれども、それはすみませんがご了承いただきたいと思っております。なのですけれども、設置に向けて調整はしておりますので、皆様のご期待になんとか添えるなというところではありますが、言葉のニュアンスで酌み取っていただければと思っておりますけれども、この場で言えればいいのですけれども、その辺はニュアンスで酌み取っていただけるのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これによって、皆さんの生活も絶対、上のほうになるかと思っております。そしてまた、私の勤めているところも流通がありますけれども、会社の方からもどうしても車線変移があると、県外の人 came ときに、それをまず説明しなければだめなので非常に困るのですというような声をいただいております。まさにそのとおりだと思うのです。それもなくなるかと思っておりますし、やはり相互通行がきて、それによって周辺店舗にも入りやすさが増えるかと思っておりますので、皆さんの生活には絶対にプラスになるかと思っておりますので、話を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。短い説明で申し訳ありません。

(下川会長)

ありがとうございました。何か質問はございますか。よろしいでしょうか。課長、どうもありがとうございました。

< 4 その他 >

(下川会長)

次第の最後「その他」でございます。私のほうから2点だけ先にご連絡させてください。

まず、皆様のお手元に配付してあります「自治協議会の情報共有方法について」というA4の裏表のものがああります。これは先月1月28日に開催しました第10回自治協議会グループワークのまとめでございます。どんな方法でここの情報を共有するかということに対してのグループワークで出た意見をまとめたものでございます。時間の関係で、あとでゆっくり読んでいただいて、こんな方法で自治協議会並びに出身母体の方にいろいろ説明してもらおうというようなことにいろいろとやっていくという意見が全部いっぱいまとめてあります。これを見て、ぜひこの中の意見を活用しながら、ここの自治協議会でやったことに対する広がりや意見を集約を皆さんにお話ししてもらいたいということでまとめてありますので、これを個々に読んでいただいて、これを私の活用しよう、これでやりましょうというようなことを検討する資料にさせていただきたいということでお願いしたいと思います。

もう一つ、私からのご案内は、私は青山公民館のオープンカレッジというものを担当させてもらっておりまして、教養学部なのですけれども、決まりましたので、黄色い紙と、ピンク色の紙を皆様のところへ差し上げてあります。まず最初は、オープンカレッジの公開講演

会ということで4月18日、入場料無料です。「地方紙と戦争～坂口安吾の兄、坂口献吉さんの日記より～」ということで、これを紐解いて話をさせていただくこととなりますが、新潟日報社の論説編集委員室の室長の森澤真理さんという女性の方なのですが、実のところ、この方はこの3月31日をもって定年を迎えられるのですが、ただこのチラシを出したときはまだ室長さんですので、そのまま使っていますが、いろいろと面白い話が聞かれると思います。先般は「坂口安吾について」ということで、安吾記念館の方から話をしてもらったのですが、それをぜひ聞いていただきたいなと思います。

もう一つはピンクのほうですけれども、上期の予定が決まりました。5月18日は「県民性の歴史がわかる『新潟県民の不思議』」ということで、新潟大学特任教授の伊藤充さんがお話をされます。それから6月15日は「地震・津波・液状化」この方はしょっちゅうテレビその他に出っていますが、新潟大学災害・復興科学研究所教授のト部厚志先生が来てお話をされます。それから7月20日はオリンピック実況中継「アナウンサーに聞いてみよう！」ということで、オリンピックの裏話を元NHKアナウンサーの齋藤洋一郎さんです。この方はなかなか楽しい話をしてくれる方です。元教育委員会の西地区の担当もされていた方でございます。それから8月17日は「懐かしのポップスとハワイアン」でポップス・ハワイアンバンドのアロハメイツさんが来られます。これは申し訳ありませんが4回通しで1,500円、1回単発で来ると500円という料金をいただくこととなりますが、たまにはこういうところに来て頭をいろいろと使っていただくのもよろしいかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。ご案内申し上げます。

ほかに、委員の方から何かこれだけは伝えておきたいというものがあればお願ひしたいのですけれども、なければ時間も過ぎましたので進めさせてもらっていいでしょうか。

では、事務局からの連絡事項のうち、真田副区長からよろしくお願ひします。

(真田副区長)

皆さんに総務課からお話ししたいことがございます。資料はございませんので、耳を傾けていただければと思います。悲しいことに、西区の振り込め詐欺の被害が非常に多発しております。令和2年になってから1月、2月のこの2か月に関しまして、新潟県内で西区が一番被害額、被害件数が多いという状態になっております。皆様にお願ひなのですが、次の3月1日号の区だよりに、この1月から起こった特殊詐欺被害の手口をすべてご紹介いたしました。プラスそれに対して、こういうところを注意しましょうというポイントも載っておりますので、ぜひ区だよりをよく読んでいただいて周りの方にも、こういうことに注意しなければだめだよねということで口コミでぜひ広めていただきたいと思っております。

もう1点は、コロナウイルスがある程度収まってからでいいと思うのですが、特殊詐欺被害に関しまして、私ども総務課のほうで、例えば皆さんのところにお伺いしてお話しするということもできますし、これに関しましては、西警察署も非常にこの事態を重く見ておりました、西署の生活安全課にお声がけすると本物の警察官がお話に来てくれるという

ようなことも言っていましたので、コロナウイルスが収まってからで構いませんが、そういったこともやりますので、ぜひお声がけいただければと思います。皆さんよろしくお願ひいたします。

(下川会長)

ありがとうございました。

最後に、事務局から何か連絡をお願いします。

(事務局)

私から連絡をさせていただきます。次回の会議の開催日程についてご連絡させていただきます。本日お配りしましたA4の資料「令和元年度西区自治協議会開催予定」をご覧ください。次回12回が最後となりますが、3月25日水曜日、午後2時からとなります。当日、午後3時30分から区自治協議会と市長との懇談会が予定されています。いつもより早い開催時間となっておりますので、ご注意ください。会場については、本日と同じ、この会場で実施させていただきます。会議の詳細等は、また運営会議と調整させていただきますので、決定のあと皆様へご案内させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、本日配付させていただいた資料の中にございます「令和2年度西区自治協議会開催予定」、今年4月からの予定表をお配りさせていただきました。こちらのほうは運営会議にご相談させていただいた内容になります。皆様ご多用のところとは存じますが、ご都合等合わせていただいて何卒ご出席いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

続きまして、お配りした資料、新潟市地域活動推進フォーラムの開催延期のお知らせについてです。こちら配ったチラシの一番頭のところに赤い字で書いてありますが、このフォーラムにつきましては、延期とさせていただきます。地域コミュニティ協議会の皆様には参加者の取りまとめをお願ひさせていただいたところでしたが、大変申し訳ございません、延期となりましたため、改めて開催日時等をお知らせさせていただきますので、お手数ですが再度お取りまとめということになろうかと思ひます。何卒よろしくお願ひいたします。

その他、お配りしましたチラシ、区の自治協議会の広報紙及びコミュニティ協議会の広報紙をお配りさせていただいておりますので、後ほどご覧ください。

今、私どもからお配りさせていただきました資料につきましては、A4の両面となっております。先ほど新型コロナウイルスの関連でご質問いただきました件につきまして、改めてご報告させていただきたいと思ひますので、西区の健康福祉課、教育支援センターのほうから報告させていただきます。

申し訳ございません、本日お配りしました資料が、本日3時から開催されました臨時の教育委員会の教育長の記者会見で配付された資料となっておりますので、お含みおきいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(渡部健康福祉課長)

健康福祉課の渡部でございます。今ほどお話がありました3時から記者会見があったようでございます。先ほどご説明をさせていただいた中では、高齢者の施設のということでお話をさせていただきましたが、今度はコロナウイルス感染症にかかる、皆さんのお手元にあるかと思いますが、子どもが利用する施設に関する対応についてということで、五十嵐委員からもお問い合わせがありましたけれども、これが出ましたのでご説明させていただきます。

対応方針のところを見ていただきますと、小学校、中学校、高校の臨時休業の要請に伴う新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応についてということで、以下のとおり対応するというところでございます。まず、保育園、認定こども園等でございますが、317、西区内では公私立合わせて52園ありますけれども、感染の予防に留意をした上でということで、通常どおり開園ということでございます。放課後児童クラブは所管をいたします、こども政策課から各指定管理者に連絡しておりますけれども、西区内では20クラブ35か所ありますが、感染の予防に留意をした上でということで、夏休み、冬休み等のときと同じような対応により開設ということで、ただし利用者へ可能な限り自宅で過ごしてもらうように要請をするということで対応していくと聞いております。

次に、不特定の子育て家庭が利用する施設ということで、こども創造センターは中央区でございますけれども、西区に関連しますところでございますと、子育て支援センターは区内8か所ありますけれども、これは保育課から閉鎖してくださいということで連絡しております。児童館は私ども西区内に坂井輪児童館がありますが、これは私ども直営の施設でございますので、閉園ということで、直接施設に連絡をさせていただきますし、もう一つ有明児童センターというのがありますが、これを所管する、こども政策課から閉園してくださいということで連絡しております。区何に関する施設で、私どもの所管のもの、今連絡が入っているところをご報告をさせていただきました。

(下川会長)

ありがとうございます。

(西区教育支援センター植野所長)

引き続き、教育支援センターから教育委員会の追加情報を説明させていただきます。裏面をご覧ください。社会教育施設等における子どもの利用についてです。公民館、図書館、図書室の親子を対象としたスペース、また社会教育施設で実施する親子や子どもたちを対象とした事業については、3月2日から利用を中止、事業は中止させていただきます。

また、先ほどお伝えしましたように、小・中・高校生が学校が休業になりまして、基本的には自宅で待機していただいて外に出ないというのが原則になりますので、生涯学習センターのフリースペースや学習室、公民館のフリースペースや学習室、図書館、図書室、若者

支援センターのフリースペース、学習室、また、ゆいぽーとにつきましては、子どもたちの利用は控えさせていただくことになっております。なかなか子どもたちが自宅できちんと勉強していただければ有り難いのですが、こういうところに出てくると、また感染の拡大にもつながってくるので、利用は控えさせていただく方針になりましたので、ご協力をよろしくお願いします。

また、伴いまして学校開放とふれあいスクール、皆さんもご協力していただいていたりと、活動で使っていらっしゃるかもしれませんけれども、そちらについても3月2日から中止になりますので、いろいろ急な変更で申し訳ないのですが、周りの方に伝えていただければ有り難いと思います。

(下川会長)

ありがとうございます。あとは事務局からよろしいですか。質問ですか。どうぞ。

(五十嵐委員)

2号委員の五十嵐ですが、今の説明でいくと、保育園、認定こども園等というのは、そこに一緒に開設している居場所的などところは、それに準じて同じ対応で閉鎖をされるということを園にお任せするのか、これは公立の園ならきっとこれが一律に全部閉鎖されるのだと思うのですが、民間の保育園に関しても併設されている支援センターは、これは一律の市の中に、どういうラインで判定されるのか。それと私ども社会福祉協議会からいただいたものに関しては、「3月16日まで自粛をお願いします」という期日が書かれておりました。これでいくと3月1日より閉鎖ということで、下の「不特定の子育て」というところは3月については閉園ということで、期日がございません。これはずっとそうなのだと思いますが、支援センターというものはどんなふうに考えればいいのか、ちょっとその辺を教えていただけると、考え方としてはどのようにというものがあれば教えていただけると。社会福祉協議会は3月16日という限定で茶の間の広場を自粛というふうにお願ひされていますけれども、私たちのような支援センターはどう解釈すればよろしいでしょうか。

(渡部健康福祉課長)

五十嵐さんのところは「うんまんま」さんですね。今、私どもが聞いているところでは、いわゆる私立の支援センターさんも所管課から来ているのは、同様に3月1日から16日まで閉じてくださいというところの指示が来ておりますので。

(五十嵐委員)

とりあえず16日までの閉館というのは、ブログでもうすでに発信しましたがけれども、今後のところは当然、ご案内がくると思うのですが、そういうことですか。

(渡部健康福祉課長)

とりあえず当面 3 月 16 日ということになっておりますけれども、状況によっては、ひょっとして延びていくということも、これはまだ先のことなので、今はそうなりますとはっきり申し上げられませんけれども、その可能性はあるかもしれません。

(五十嵐委員)

分かりました。ありがとうございました。

(下川会長)

これで第 11 回の自治協議会を閉会します。

(終 了)